

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25年 6月 10日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530065

研究課題名（和文）少年事件における刑事裁判と刑事処分のあり方

研究課題名（英文）Criminal Trial and Punishment in the Juvenile Delinquency Case

研究代表者

川出 敏裕（KAWAIDE TOSHIHIRO）

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：80214592

研究成果の概要（和文）：少年に対する刑事裁判と刑事処分は、家庭裁判所における少年保護手続とその事件処理とならんで、少年事件のもう1つの局面を構成するものである。それにもかかわらず、これまでは、その数が少なかったこともあって、あまり学界の関心を引かず、十分な検討がなされてこなかった。本研究は、実務の現状を把握するとともに、同様な問題についての諸外国の法制度についての比較研究を織り込みつつ、少年に対する刑事裁判と刑事処分のあり方について理論的かつ総合的な検討を行い、立法提言を行ったものである。

研究成果の概要（英文）：This research brings focus into the criminal trial and punishment in the juvenile delinquency case which pulled not so much concern until now as compared with the juvenile protection procedure in the Family Court. In this research, theoretical and synthetic examination is performed grasping the practice in Japan and the legal system of many foreign countries about the same problem.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：少年法，刑事裁判，裁判員裁判

### 1. 研究開始当初の背景

少年法は、この10年の間に3回にわたる実質的な改正を受け、家庭裁判所における少年保護手続については改正に一区切りがついた段階にある。しかし、少年事件を扱うもう1つの局面である、逆送後の刑事裁判及び刑事処分については、3回の改正において全く手付けられなかった。

わが国の少年法は、少年が関わる保護事件と刑事事件の双方を対象としており、少年法の基本理念とされる少年の健全育成は、その刑事裁判や刑事処分にも及ぶとされている。しかし、この点に関する少年法の規定はわずかであり、成人の場合との差異はそれほど大きくない。そのため、逆に、家庭裁判所における少年保護手続と逆送後の刑事手続、さら

に、保護処分と刑事処分との間には、同じく少年を対象とするにもかかわらず、大きな違いがある。これまでは、逆送自体が少なかったために、その格差に伴う問題が表面化することはほとんどなかったが、平成12年改正による原則逆送制度の採用によって逆送数が顕著に増加したことに加えて、逆送可能年齢の引き下げによって低年齢の少年が逆送される事例が生じたことで、問題が再認識されるに至っている。これに加えて、裁判員制度が導入され、それが、少年が被告人である場合にも適用されるため、従来は想定されていなかった問題も生じている。

具体的な問題点として、まず、手続に関しては、以下の点が挙げられる。そこでは、少年審判の骨格をなす手続のあり方を、刑事裁判においても適用すべきか、あるいは、適用可能なのが問われている。

①少年事件の刑事裁判を少年審判と同様に非公開とすべきか。

②家庭裁判所による社会記録を、少年の刑事裁判でどのように利用すべきか。

③少年事件を裁判員裁判の対象から外すべきなのか。

他方で、刑事処分に関する具体的な問題点として、以下の点が挙げられる。

①刑務作業を必要的としている現在の懲役刑の内容を、少年の改善更生の観点から修正すべきではないか。

②少年に対する不定期刑を廃止すべきか。

③少年に対する自由刑の減刑規定を見直すべきか。

このように、少年事件における刑事裁判と刑事処分のあり方は、数多くの問題を含み、そして、いずれもが、解決を迫られている喫緊の課題である。しかし、これまでの少年法研究の関心は、専ら家庭裁判所における保護手続に向けられていたといっても過言ではなく、こうした問題が、正面から取り上げられるようになったのは最近のことである。それもあって、それをめぐる議論も、いまだ実際の問題に直面した実務家からの問題提起という段階にとどまっている状況であった。

私自身の研究内容についてみても、これまで少年法の研究を継続的に行ってきたおり、アメリカ、ドイツを中心に諸外国の少年法制

に関しても、比較研究という観点から検討を続けてきたが、主たる研究対象は、近年における少年法の改正問題を中心とした、少年保護手続の枠内での問題であった。

少年事件における刑事手続及び刑事処分については、刑事司法制度の中の少年法の位置付けという観点から、現行少年法の制定に至る歴史的な検討を行ったことがあるが、前述した具体的な問題については、未だ十分な検討ができていなかった。

## 2. 研究の目的

以上のような背景の下で、本研究では、大きく、3つの目的を設定した。

第1は、実務の現状の調査を行ったうえで、少年事件における刑事裁判及び刑事処分に関わる問題点を包括的に洗い出すことである。

第2は、少年法の基本理念である少年の健全育成という観点から、少年にとってのぞましい刑事裁判手続及び刑事処分とはどのようなものなのかを抽出することである。

そして、第3は、第2において抽出した理念型としての刑事手続及び刑事処分が、刑事手続及び刑事処分の一般原則との関係で、運用上どこまで実現可能なかを明らかにするとともに、法改正が必要な部分については、その内容を明らかにすることである。そして、最終的な目標として、少年事件における刑事手続及び刑事処分のあり方について具体的な立法提案を行う。

## 3. 研究の方法

本研究は、研究目的に対応して、3段階の方法で行うこととした。

第1段階は、実務家へのインタビューと、国内外の文献の購読により、少年事件における刑事裁判及び刑事処分についての問題点を洗い出す作業を行うことである。

第2段階は、それをふまえて、外国での現地調査を行うとともに、裁判員制度のもとにおける少年事件のケース研究を継続することである。

そして、第3段階として、それまでの研究をふまえ、研究のまとめと、今後の運用の指針及び必要な立法提案を行うことである。

#### 4. 研究成果

各年度における研究成果は、以下のとおりである。

研究の初年度（平成22年度）は、第1に、国内において行われた少年事件の裁判員裁判に関する情報を収集し、そこに現れた問題点を明らかにすることを試みた。いくつかの事件において、時間的な制約から、社会記録の取調べを含めて、少年個人に関わる証拠の検討がこれまでに比べて制限されている傾向が見られた。ただし、数が少ないこともあり、一般化できるようなかたちでの問題の抽出は困難であった。

第2に、比較法研究として、少年事件をあくまで刑事事件の枠内に位置づけたうえで、そのための特別な規定を設けているドイツ及びフランスの制度について、①少年事件における手続及び処分の成人事件との差異、②特別規定の創設の歴史的経緯、③特別規定に関する議論の現状、④国民の司法参加と少年事件との関係、の4つの観点から、文献を通じた検討を行った。

続く2年目（平成23年度）においては、同年度に入り、少年事件における裁判員裁判が一定数行われるようになったことから、それらの事件について、それに関係する文献及びそれを担当した弁護士による口頭の報告等を手懸りに、少年事件の裁判員裁判の実態と、そこで実際に生じている問題点を抽出する作業を行った。

それにより、裁判員裁判では、直接主義・口頭主義の下で公開裁判が行われることによる少年のプライバシーの保護という要請以上に、迅速な審理という要請があるため、これまでのように、社会記録を利用した慎重な審理が行いにくく、両当事者が社会記録のうちの必要な部分のみを証拠申請して取調べが行われるという状況が生じていることが明らかになった。

最後に、最終年度（平成24年度）は、それまでに行った比較法研究及びケース研究を踏まえて、少年事件の刑事裁判及び少年に対する刑事処分のあり方につき、運用上の指針となるべき内容は何か、そして、いかなる法改正が必要かについて検討を行った。

また、それと並行して、平成24年の10月から平成25年の3月まで、少年に対する刑事処分の見直し（①無期刑の緩和刑の引き上げ、②不定期刑の見直し）を審議対象の1つとした法制審議会少年法部会に委員として参加する機会を得たことから、そこでの審議も踏まえて、少年法部会において採択された要綱骨子（案）の内容を対象として、少年に対する不定期刑の在り方について検討を行い、その結果を雑誌論文として公表した。

さらに、本研究の成果の一部を、平成24年5月に公刊した刑事政策の教科書に反映させた。同書においては、少年非行を扱った章の中に、「刑事手続」と題する独立の節を設けて、現行法のもとにおける少年に対する刑事裁判手続と刑事処分が持つ特色について記述するとともに、公判中に被告人である少年を傍聴人から遮へいする措置や、さらに進んで、審理自体を非公開にすることを認める等の法改正を行うべきであるとする見解や、少年に対する不定期刑を廃止すべきとする見解などについての検討を行った。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

- ①川出敏裕，少年に対する不定期刑の改正について，罪と罰，査読無，50巻2号，2013，92-99

〔図書〕（計1件）

- ①川出敏裕，他，成文堂，刑事政策，2012，472

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

川出 敏裕 (KAWAIDE TOSHIHIRO)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号：80214592

##### (2) 研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし